

さつきの里訪問看護ステーション
運営規定

社会福祉法人 皐仁会

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人阜仁会が運営するさつきの里訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 さつきの里訪問看護ステーション
- 二 所在地 千葉県白井市笹塚3丁目25番1号

【職員の職種、員数、及び職務内容】

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護の提供に当たる。
- 二 看護師等 看護師2.5名以上（常勤1名以上）
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- 三 理学療法士等 2名以上（兼務）

【営業日及び営業時間】

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

【訪問看護の内容】

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・症状の観察
- 二 褥瘡の予防・処置
- 三 在宅リハビリテーション
- 四 ターミナルケア
- 五 療養生活や介護方法の指導
- 六 認知症患者の看護
- 七 カテーテル等の管理
- 八 家屋改善のアドバイス
- 九 その他医師の指示による医療処置

【利用料等】

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の割合の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 実施地域から片道おおむね10キロメートル未満 550円

二 実施地域から片道おおむね10キロメートル以上 1,100円

(1キロメートルにつき110円加算)

3 死後の処置料は12,000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は白井市、印西市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市とする。

【事故発生時の対応】

第9条 看護師等は、指定訪問看護の実施中に利用者の病状の急変及びその他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに管理者及び主治医に連絡し適切な処置を行うこととする

【苦情処理】

第10条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。

【秘密保持】

第11条 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後や、従業者の離職後も同様とする。

2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報等を使用する場合、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

【記録の整備】

第12条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結から2年間保存するものとする。

【虐待防止に関する事項】

第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

二 利用者及びその家族からの苦情体制の整備

三 その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

【その他運営についての留意事項】

第14条 ステーションは、看護師等の質的向上を図る為の研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後2ヶ月以内

二 継続研修 年1回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人皐仁会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月1日から施行する。